

議案第114号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

土地

(1) 所在地 つくば市島名字中西2805番24外15筆

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業施行
地区内C56街区1画地

(2) 地積 14478.89㎡

2 取得金額 金463,498,226円

3 取得目的 高山中学校の生徒数急増に伴い、増築校舎等の拡張整備を目的として取得するもの。

4 財産所有者 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県

茨城県知事 大井川 和彦

(提案理由)

増築校舎等の拡張整備に伴い、土地を購入し、財産を取得するため、この案を提出するものである。

購入予定用地（上河原崎・中西地区）位置図

